

宮崎市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）、その他別に定めがあるもののほか、本市が請負契約を締結した工事又は製造の円滑かつ適正な検査を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施区分)

第2条 検査は、次の区分により実施するものとする。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の工事又は製造の検査は、技術検査室で実施する。
- (2) 設計金額が500万円以上で1,000万円未満の工事又は製造の検査は、協議により技術検査室又は工事担当課で実施する。
- (3) 設計金額が500万円未満の工事又は製造の検査は、工事担当課で実施する。ただし、工事担当課で検査することが困難であると認められる場合は、技術検査室長へ検査を依頼することができる。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事又は製造の完成を確認するときに行う検査
- (2) 出来高検査 工事若しくは製造の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方（以下「受注者」という。）から部分払いの請求があったとき又は請負契約の解除等により工事若しくは製造の中止若しくは打切りをするときに行う検査
- (3) 中間検査 請負契約に定める工期内に必要な応じて行う検査
- (4) 一部完成検査 工事又は製造の一部が完成した場合であって、その完成した部分の引渡しを受けることを前提に行う検査

(検査員等)

第4条 検査は、市長から検査を命ぜられた者（以下「検査員」という。）が行うものとする。
この場合において、工事担当課の検査員は、係長級以上の者とする。

2 市長から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、検査員を兼ねることができない。

(検査の方法)

第5条 検査員は、契約書及び設計書、図面、仕様書その他関係書類（以下「設計図書」という。）に基づき、厳正かつ公正に検査を実施するものとする。

- 2 検査員は、工事又は製造の目的物について、地下又は水中にあるなど外部から明視できない部分があるときは、監督職員の説明、写真その他の工事記録等により、当該部分の検査を行うことができる。
- 3 検査員は、検査に当たって、工事又は製造の性質上特に必要があると認めるときは、工事若しくは製造の目的物を必要最小限、破壊又は分解する方法により検査を行うことができる。この場合において、検査及び破壊又は分解した部分の復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

（検査の依頼）

- 第6条 工事担当課長は、第2条各号に規定する検査で、技術検査室長に検査を依頼する必要がある場合は、工事完成届又は部分払請求書を受理した日から起算して3日以内（宮崎市の休日を定める条例（平成2年条例第26号）第1条に規定する市の休日は除く。）に、工事検査依頼書に検査に必要な書類を添えて、技術検査室長に提出するものとする。
- 2 技術検査室長は、前項の工事検査依頼書を受けたときは、検査の日時、担当する検査員その他必要な事項を検査実施通知書により工事担当課長に通知するものとする。

（検査の立会い）

- 第7条 検査員は、検査の実施に当たっては、当該工事又は製造の監督職員、受注者又はその代理人（現場代理人、主任技術者（監理技術者を含む。）又は必要に応じて専門技術者等をいう。以下この条において同じ。）を立ち会わせるものとする。ただし、受注者又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査を行うことができる。

（検査の延期又は中止）

- 第8条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を延期し、又は中止することができる。
- （1） 天災その他の不可抗力により、検査を実施することができないとき。
 - （2） 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により、検査を実施することができないと認められるとき。

（工事成績評定表）

- 第9条 検査員、監督職員及び工事担当係長は、別に定める宮崎市工事成績評定要領に基づき、工事成績評定表を作成するものとする。

（検査調書）

- 第10条 検査員は、検査の結果、工事又は製造の内容が契約書及び設計図書に適合していると認めるときは、速やかに検査調書を作成し、技術検査室長（工事担当課で検査した工事又は製造にあつては工事担当課長）に提出するものとする。

- 2 技術検査室長は、前項の検査調書を受理したときは、その内容を確認のうえ、給付が請負契約の内容に適合すると認める場合は、速やかに工事担当課長に提出するものとする。

(検査台帳)

- 第11条 技術検査室長（工事担当課で検査した工事又は製造にあつては工事担当課長）は、検査を行った工事又は製造については、検査台帳に記載し、当該工事又は製造に係る検査過程を明確にしておくものとする。
- 2 前項の検査台帳は、作成の日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(修補)

- 第12条 検査員は、検査の結果、工事又は製造が請負契約の内容に適合していないと認めるときは、技術検査室長（工事担当課で検査した工事又は製造にあつては工事担当課長）に報告したうえで、手直し工事指示書により、受注者に修補を指示するものとする。ただし、軽微な修補については、口頭により指示することができる。
- 2 前項に規定する指示があつたときは、監督職員は、受注者に必要な措置を講じさせるものとする。

(修補の完了)

- 第13条 受注者は、前条第1項の規定により指示された修補が完了したときは、手直し工事完了届を検査員に提出するものとする。
- 2 検査員は、手直し工事完了届の提出があつたときは、速やかに再検査を行うものとする。ただし、前条第1項ただし書の軽微な修補については、監督職員への報告をもって代えることができる。

(検査月報)

- 第14条 技術検査室長は、毎月末日現在において検査月報を作成し、市長に報告するものとする。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱は、施行日以後に締結した工事等請負契約から適用し、同日までに締結したものについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和 56 年 4 月 10 日告示第 93 号）

この要綱は、昭和 56 年 4 月 10 日から施行する。

附 則 （昭和 57 年 6 月 1 日告示第 147 号）

この要綱は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 62 年 3 月 31 日）

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 62 年 9 月 16 日告示第 149 号）

この告示は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 4 年 8 月 18 日告示第 146 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 （平成 11 年 11 月 30 日告示第 287 号）

この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 3 月 31 日告示第 124 号）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 12 月 27 日告示第 764 号）

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。